

川崎市上下水道局情報システムの導入等に関する事務手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、上下水道局における情報化施策を統一的、効果的かつ効率的に推進するため、情報システムの導入等に関し、必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 推進委員会 川崎市上下水道局情報化推進委員会設置要綱（平成29年3月31日28川上総情第383号）第1条の規定により設置された委員会をいう。
- (2) 委員長 推進委員会の委員長をいう。
- (3) 所管課長 川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）第1条に掲げる課、これに相当する組織及び上下水道事業管理者が指定する組織の長をいう。
- (4) O A 機器 データの入力、蓄積、加工、検索、通信及び出力の全部若しくは一部又はこれらに類する処理を自動的に行うことを目的としたサーバ、パーソナルコンピュータ等及びその周辺機器をいう。
- (5) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。
- (6) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報の処理を行う仕組みをいう。
- (7) 外部サービス 外部の事業者が情報システムの機能の全部又は一部を提供する形態のクラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービス（

SaaS : Software as a Service、PaaS : Platform as a Service、IaaS : Infrastructure as a Service)) をいう。

(情報システム導入計画の提出)

第3条 所管課長は、次に掲げる場合は、情報システムを導入する計画（以下「情報システム導入計画」という。）を情報管理課長に提出しなければならない。

- (1) O A機器を導入し、又は更新（再契約を含む。）する場合
- (2) O A機器に係るソフトウェアを新たに購入する場合
- (3) O A機器の基本ソフトを変更する場合
- (4) 情報システムを開発、導入し、又は変更する場合
- (5) 庁内のネットワークを構築し、又は変更する場合
- (6) 外部のネットワークと情報システムとを新たに接続を開始し、又はこれを変更する場合
- (7) 情報システム、ネットワーク等に関する調査を委託して行う場合
- (8) 情報システムの運用を委託して行う場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、情報化施策の推進について、委員長が必要と認める場合

2 情報システム導入計画を提出する場合の手続については、情報管理課長が別に定める。

3 パーソナルコンピュータ（周辺機器を含む。）の導入に際しては、原則として別に定めるO A機器導入ガイドラインを遵守するものとする。

4 外部サービスの導入等に際しては、原則として別に定める川崎市外部サービスの利用に係るガイドライン（以下「外部サービス利用ガイドライン」という。）を遵守し、準用するものとする。この場合において、外部サービス利用ガイドライン1. 目的中「川崎市情報システムの導入等に係る事務手

続要綱」（以下「事務手続要綱」という。）第3条第3項」とあるのは「川崎市上下水道局情報システムの導入等に関する事務手続要綱第3条第4項」と、2. 定義中「事務手続要綱」とあるのは「川崎市上下水道局情報システムの導入等に関する事務手続要綱」と、3. 外部サービスの利用判断基準中「総務企画局デジタル化施策推進室担当課長（以下「デジタル化施策推進室担当課長」という。）」とあるのは「情報管理課長」と、4. 外部サービスのライフサイクルに応じた対策基準中「デジタル化施策推進室担当課長」とあるのは「情報管理課長」と、5. 外部サービス利用の事務手続き中「デジタル化施策推進室担当課長」とあるのは「情報管理課長」と、「事務手続要綱第3条」とあるのは「川崎市上下水道局情報システムの導入等に関する事務手続要綱第3条」と、「システム導入計画書（第1号様式）（以下「導入計画書」という。）」とあるのは「情報システム導入計画」と、「事務手続要綱第9条」とあるのは「川崎市上下水道局情報システムの導入等に関する事務手続要綱第8条」と、「情報システム稼働前確認依頼書（第2号様式）」とあるのは「システム化の手引き」で定める様式」と読み替えるものとする。

（情報システム導入計画の評価及び調整）

第4条 情報管理課長は、情報システム導入計画の提出を受けたときは、次に掲げる事項について評価し、及び調整しなければならない。

- （1）川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）第5条の規定に基づく届け出その他の情報システムの導入等に必要なとなる手続きの順守に関すること。
- （2）情報セキュリティ及びアクセシビリティの確保に関すること。
- （3）市の総合的な計画及び情報化に関する各種計画等との整合性に関すること。
- （4）技術的妥当性に関すること。

(5) 情報システムの導入等に係る価格の適正性に関すること。

(6) 事業者の選定方法の妥当性に関すること。

(7) その他委員長が必要と認める事項

2 情報管理課長は、所管課長に対し、前項に規定する評価及び調整に必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 情報管理課長は、第1項に規定する評価及び調整の結果を委員長に報告しなければならない。ただし、軽易なシステム導入等と認めるものについては、この限りでない。

4 情報管理課長は、前項に規定する報告に、所管課長が情報システム導入計画に際し講ずべき措置を付すことができる。

(推進委員会での審議等)

第5条 委員長は、前条第3項に規定する報告を受けたときは、推進委員会を開催し、当該案件について調査審議するものとする。

2 委員長は、所管課長に資料の提出を求めることができる。

3 委員長は、第1項に規定する調査審議の結果について、上下水道事業管理者に報告しなければならない。

(情報システム導入計画の承認)

第6条 第4条第1項に規定する評価及び調整並びに前条第1項に規定する調査審議の結果については、次に掲げる区分に従い決裁を受けなければならない。

(1) 前条第1項に規定する調査審議の結果、推進委員会において特に重要なものと認められた案件 上下水道事業管理者決裁

(2) 第4条第3項ただし書の規定により推進委員会で調査審議しないこととした案件 情報管理課長専決

(3) 前2号に掲げる案件以外の案件 総務部長専決

2 情報管理課長は、前項の決裁の結果について、所管課長、財務課長及び財務課の下水道財務・財源担当の担当課長に通知するものとする。

(予算上の措置)

第7条 財務課長又は財務課の下水道財務・財源担当の担当課長は、前条第2項の通知を受けた場合、当該情報システム導入計画に係る予算の調整結果について情報管理課長に報告するものとする。

(情報システム稼働前の確認)

第8条 所管課長は、情報システムの運用又は利用を開始する場合は、指定の様式により速やかに情報管理課長に依頼し、稼働判定の実施状況等について確認を受けるものとする。ただし、軽易な情報システムの導入及び情報管理課長が認めるものは、この限りでない。

2 情報管理課長は、前項の確認依頼があったときはその内容を確認し、結果を所管課長に通知するものとする。

(情報システム廃止の届出)

第9条 所管課長は、情報システムを廃止する場合は、指定の様式により情報管理課長に届け出るものとする。

2 情報システムを廃止する場合の手続きについては、情報管理課長が別に定める。

(情報管理課長による情報システムの導入等)

第10条 情報管理課長による情報システムの導入等は、この要綱の規定に準じて行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。